

議員提出議案第 3 号

福岡市政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を次のとおり地方自治法第112条及び福岡市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和5年3月16日

福岡市議会
議長 伊藤 嘉人 様

提出者 福岡市議会議員

鬼塚 昌宏	堤 田 寛	津 田 信太郎
平 畑 雅博	淀 川 幸二郎	勝 山 信吾
尾 花 康広	松 野 隆	冨 永 計久
黒 子 秀勇樹	中島 まさひろ	飯 盛 利康
はしだ 和義	森 あやこ	国 分 徳彦
倉 元 達朗	中 山 郁美	荒 木 龍昇
田 中 たかし	近 藤 里美	池 田 良子

理由

この条例案を提出したのは、政務活動費の支出に係る領収書等の証拠書類の写しを閲覧の対象に加える必要があるによる。

福岡市政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

福岡市政務活動費の交付に関する条例（平成13年福岡市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項中「証拠書類の写し」の次に「（以下この条において「収支報告書等」という。）」を加え、同条第2項中「前項の収支報告書」を「収支報告書等」に改める。

第16条に次の1項を加える。

- 3 議長は、前項の規定による請求があったときは、非公開情報（福岡市情報公開条例（平成14年福岡市条例第3号）第7条に規定する非公開情報をいう。）が記録されている部分を除き、収支報告書等を閲覧に供するものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年5月2日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の福岡市政務活動費の交付に関する条例の規定は、施行の日以後に交付される政務活動費から適用し、同日前に交付された政務活動費については、なお従前の例による。